

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成27年10月

さいたま市人事委員会

目 次

別紙第1 報告

1 職員の給与	1
2 民間給与の状況	2
3 職員給与と民間給与との比較	5
4 物価及び生計費	6
5 人事院の報告及び勧告	7
6 むすび	12
7 おわりに	25

別紙第2 勧告	27
---------	----



人任第1056号

平成27年10月13日

さいたま市議会議長 桶本大輔様

さいたま市長 清水勇人様

さいたま市人事委員会

委員長 加村啓二

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

報 告

本委員会は、職員の労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度の目的を達成するため、職員給与を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行うこととし、本市職員の給与の実態及び市内民間事業所の従業員の給与並びに人事院の報告及び勧告の内容その他職員の給与決定に係る諸条件について調査研究を行った。

その結果を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員（技能職員及び企業職員を除く。以下同じ。）の給与の実態を把握するため、「平成27年さいたま市職員給与実態調査」を実施した。

この調査によると、本市職員数は7,468人で、平均年齢は39.8歳、平均経験年数は17.5年であり、その平均給与月額は、給料321,068円、扶養手当8,456円、地域手当40,816円、住居手当7,063円、管理職手当9,098円、その他3,992円の合計390,493円である。

このうち、民間給与との比較対象となる行政職給料表の適用を受ける職員（消防職を除く。）は5,013人で、平均年齢は39.7歳、平均経験年数は17.2年であり、その平均給与月額は、給料317,562円、扶養手当7,514円、地域手当40,196円、住居手当7,470円、管理職手当10,386円、その他41円の合計383,169円である。

参考資料第1表（2頁）～第8表（24頁）

2 民間給与の状況

本委員会は、人事院、埼玉県人事委員会等と共同して、市内における企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された116事業所を対象に、「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、対象事業所における公務と類似すると認められる事務・技術関係22職種3,710人及び医療関係、教育関係等54職種258人について、給与改定や賃金カット等の有無にかかわらず、本年4月分として個々の従業員に対し実際に支払われた給与月額等を詳細に実地調査した。また、併せて、各民間企業における給与改定の状況等についても、調査を実施した。

なお、民間企業においては、組織のフラット化等により、職制が簡素化され、例えば、部長代理、課長代理、主任が置かれていない事業所も見受けられていた。こうした組織形態の変化に対応するため、基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、①部長と課長の上に位置付けられる従業員、②課長と係長の上に位置付けられる従業員、③係長と係員の上に位置付けられる従業員についても、給与月額等の調査を実施している。

その結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給の状況

新卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で50.2%（昨年78.3%）、高校卒では45.6%（同68.0%）であり、いずれも昨年に比べて減少している。一方、増額した事業所の割合は、大学卒で47.8%（同21.7%）、高校卒では54.4%

(同32.0%) となっており、いずれも昨年に比べて増加している。

参考資料第10表 (27頁)

イ 給与改定の状況

第1表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は、36.9%（昨年36.6%）と昨年に比べて僅かに増加し、ベースアップを中止した事業所の割合は、3.4%（同6.4%）と昨年に比べて減少している。一方、ベースアップの慣行のない事業所の割合は59.8%（同57.0%）で、昨年に比べて増加している。

また、第2表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期の昇給を実施した事業所の割合は87.4%（同94.2%）となっており、昨年に比べて減少している。昇給額については、増額となった事業所の割合が19.4%（同24.4%）、変化なしとなった事業所の割合が61.2%（同62.3%）、減額となった事業所の割合は6.8%（同7.5%）といずれの項目も減少している。

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	36.9	3.4	0.0	59.8
課長級	23.6	6.9	0.0	69.5

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
係員	87.4	87.4	19.4	6.8	61.2	0.0	12.6
課長級	75.3	73.9	15.1	5.6	53.2	1.4	24.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所及び調査時点において定期昇給実施が未定の事業所を除いて集計した。

(2) 給与等の状況

ア 職種別給与

事務・技術関係職種の平均支給額は、参考資料第12表（28頁）のとおりである。

イ 初任給

新卒者（事務・技術関係職種）の本年4月の初任給月額は、大学卒201,585円（昨年202,909円）、短大卒179,687円（同177,196円）、高校卒167,243円（同165,445円）となっている。

参考資料第11表（27頁）

ウ 家族手当

家族手当の支給状況は、第3表のとおりである。

第3表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,373円
配偶者と子1人	20,447円
配偶者と子2人	26,005円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本市職員の場合、家族手当（扶養手当）の現行支給月額は、配偶者については13,500円、配偶者以外については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

エ 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給状況は、第4表に示すとおりであり、所定内給与月額との4.21月分に相当している。

第4表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等従業員
	下 半 期 (A1)	上 半 期 (A2)	
平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)		384,977円
	上 半 期 (A2)		377,928円
特別給の支給額	下 半 期 (B1)		751,212円
	上 半 期 (B2)		854,988円
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$		1.95月分
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$		2.26月分
	年 間		4.21月分

(注) 「下半期」とは平成26年8月から平成27年1月まで、「上半期」とは平成27年2月から同年7月までの期間をいう。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 給与月額

本年実施した「さいたま市職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を基に、本市職員にあつては事務・技術関係職種、民間従業員にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、責任の度合、年齢等の給与決定要素が同等と認められる者同士の本年4月分の給与月額をラスパイレス方式により比較した。

この方式は、調査で得られた民間従業員の4月分の給与月額を役職段階、年齢、学歴別に整理し、それを本市職員の数構成に置き換えて比較

するもので、異なる条件を一切考慮しない単純平均で比較を行う場合に比べて、民間従業員の給与の実態をより反映したものとなっている。

なお、昨年から給与月額等を調査することとした、①部長と課長の間
に位置付けられる従業員、②課長と係長の間
に位置付けられる従業員、③係長と係員の間
に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任として取り扱い、比較を行った。

こうして算出した較差を総合したところ、第5表に示すとおり、本市職員の給与が民間給与を1人当たり平均798円(0.20%)下回っていた。

第5表 職員給与と民間給与の較差

民間給与	職員給与	較差
393,280円	392,482円	798円 (0.20%)

- (注) 1 本市職員(消防職、保育士等を除く行政職給料表適用者)及び民間従業員ともに本年度の新卒の採用者は含まれていない。
2 本市職員の平均年齢は、40.3歳、平均経験年数は、17.6年

(2) 特別給

民間の特別給(ボーナス)の年間支給割合と本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.10月)を比較すると、第6表に示すとおり、本市職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を0.11月分下回っていた。

第6表 職員と民間の特別給の差

民間	職員	差
4.21月	4.10月	0.11月

4 物価及び生計費

総務省統計局の本年4月における消費者物価指数は、昨年4月に比べる

と、全国0.6%、本市1.1%上昇している。

本委員会が同局の「家計調査」を基に標準生計費を算出したところ、2人世帯では152,490円、3人世帯では175,650円、4人世帯では198,810円となっている。また、同局の「全国消費実態調査」を基に算出した1人世帯の標準生計費は、113,040円となっている。

参考資料第16表（39頁）、第17表（40頁）

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月6日に、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告、勤務時間に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

人事院の給与に関する報告及び勧告においては、本年の官民給与の比較を行った結果、民間の月例給が公務の月例給を上回っており、また、特別給（ボーナス）についても、民間の年間支給割合が公務の年間の平均支給月数を上回っているため、月例給及び特別給について改定を行うこととしている。

なお、人事院の報告及び勧告の概要は、次のとおりである。

【給与に関する報告及び勧告】

I 民間給与との較差等に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査（完了率87.7%）

＜月例給＞ 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与408,996円 平均年齢43.5歳]
[俸給280円 地域手当1,156円 はね返り分(注)33円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

＜ボーナス＞ 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月（公務の支給月数4.10月）

2 給与改定の内容と考え方

＜月例給＞

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

② その他の俸給表

行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

＜ボーナス＞

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

【実施時期】

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制

及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

II 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

【勤務時間に関する報告及び勧告】

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

(2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

【公務員人事管理に関する報告】

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的なイメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促

進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

6 むすび

本市職員の給与等を決定するに当たって考慮すべき諸事情は、以上報告したとおりである。本委員会としては、これらの調査結果及び給与改定に係る国等の状況を総合的に勘案し、本市職員の給与等について次の結論に達した。

(1) 平成27年4月の公民較差に基づく給与の改定

給与の改定に当たっては、本市職員の給与水準と民間従業員の給与水準との均衡を図り、社会一般の情勢に適応した適正な水準を確保するという人事委員会勧告制度の趣旨を踏まえ、公民較差を解消するため、職員の給与について、次のとおり改定する必要がある。

ア 給料表

前記3(1)のとおり、本年4月の本市職員給与が民間給与を1人当たり平均798円(0.20%)下回っていることから、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、平均0.22%引き上げることとする。

改定に当たっては、本年の人事院勧告における俸給表の改定状況、給与構造改革以降の本市における年功的な給与上昇を抑制するための取組及び本市職員の各級における在職状況等を踏まえ、後述のように措置する必要がある。

本年の公民較差及び民間の初任給の状況等を踏まえ、初任給を900円引き上げることとし、2級の若年層についても同程度の改定を行う。また、3級以上の級については、給料表の平均改定額を基本に引上げを行い、各級の高位号給については、平均改定額を下回る改定とする。再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の3級以上の高位

号給の取扱いに準じて改定を行うものとする。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本として改定を行う必要がある。ただし、医療職給料表(1)については、これまで国の医療職俸給表(1)に準じた改定を行ってきた経緯を踏まえ、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

イ 諸手当

初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間事業所の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.1月分引き上げる改定を行い、その配分等については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

ウ 実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施する。ただし、期末手当・勤勉手当について、平成27年12月期の支給に関する改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から、平成28年6月期以降の支給に関する改定は、平成28年4月1日から実施する。

(2) 給与制度の総合的見直しの実施

人事院は、昨年、一般職の国家公務員の給与について地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを基本的な考え方とした給与制度の総合的な見直しの実施を勧告した。この見直しは、平成27年4月1日から俸給表の水準を平均2%引き下げ、

高齢層職員の給与を抑制するなど給与カーブのフラット化を図るとともに、地域手当の支給割合等の改定を段階的に実施し、平成30年までの3年間で制度を完成させるとしている。

本市の給与制度については、国家公務員の給与制度を基本に制度設計を行ってきたが、平成19年4月に実施した給与構造改革以降も年功的な給与上昇や職務・職責に応じた給与処遇の改善等について制度上の課題が認められる。

このような状況から、昨年、本委員会は、国家公務員の給与制度の総合的見直しにおける世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しについては、本市の給与制度にも共通する課題であるとの認識を示し、給与制度の総合的見直しの実施に向けた検討を行っていく必要があるとの報告を行ったところである。以来、本市給与制度の課題解消と併せて、一体的な制度設計を行うべく、様々な角度から鋭意検討を重ねてきた。

その結果、本委員会は、以下のとおりの基本的な考え方の下、本市においても給与制度の総合的見直しを実施する必要があるとの結論に至った。

ア 本委員会の基本的な考え方

(7) 本市給与制度の課題

前述のとおり、国家公務員の給与制度の課題と共通する本市の給与制度の課題については、国家公務員の給与制度の総合的見直しにおける世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しの観点から解消を図っていく必要があるものとする。

本市の給与制度における、給料表の職務の級間の給与水準の重な

りの大きさについては、昇格しなくても一定の給与水準を確保できる等、年功的な給与水準の上昇要因となっている。本市ではこれまでも給与カーブのフラット化を推進し、年功的な給与水準の上昇を抑制してきたところであるが、依然として一部の職務の級において級間の給与水準の重なりが大きいと認められることから、号給構成の検討を行い、給与水準の適正化を図っていく必要がある。

また、合併時に当分の間として措置された昇格時の給与格付けの抑制措置については、昇格時の職務・職責の高まりを給与上評価する職務給の原則にのっとり解消していく必要があると考えるが、抑制措置の解消に当たっては、給与制度の総合的見直しにおける高齢層職員の給与水準の適正化を図るため、昇格時の給与格付けについて総合的に検討していくものとする。

(イ) 給料月額と地域手当の配分変更

本市職員の給与水準は、従前から本委員会の給与勧告により、民間の給与水準との均衡が保たれるよう措置されており、国家公務員の給与制度の総合的見直しにおける地域間の給与配分の見直しについては、全国各地に官署が所在する国家公務員と実情の異なる本市職員には直ちにあてはまるものではない。しかしながら、国家公務員の地域間の給与配分の見直しは、俸給表の引下げと地域手当の支給割合の見直しによって実施されていることから、国家公務員と本市職員の給料水準の均衡及び本市市域における国の地域手当の支給割合の引上げ率を考慮し、職員給与における給料月額と地域手当の配分変更を実施していく必要がある。

(ウ) 本市の給与制度の総合的見直し

本市の給与制度の総合的見直しに当たっては、前記(ア)、(イ)の考え方を踏まえ、国家公務員の給与制度との均衡を図りつつ、本市の人事管理上の運用等を総合的に勘案し、実施していく必要がある。

イ 給料表の見直し等

(ア) 行政職給料表の見直し

地域手当の支給割合の引上げ率及び国家公務員の俸給水準との均衡を考慮し、給料表の水準を平均2.6%引き下げることが基本とし、次のとおり改定を行うものとする。

- a 初任給に係る1級については、世代間の給与配分の見直し及び人材確保の観点から、引下げを行わない。
- b 2級以上の級については、職務・職責、高齢層職員の在職状況、国家公務員の俸給水準等を考慮して、最大で4.4%引き下げる。
- c 3級及び4級については、給与カーブのフラット化の推進及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しの観点から、最高号給付近の高位号給について、8号給又は12号給の号給のカットを行う。
- d 再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定状況のほか、再任用職員の雇用と年金の接続等を考慮し、引下げ改定を行う。

(イ) 行政職給料表以外の給料表の見直し

医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮するとともに、医療職職員の処遇確保の観点から、引下げ率を抑制し、改定を行う。また、特定任期付職員給料表につい

ては、人事院勧告の内容に準じた引下げ改定を行い、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わない。

(ウ) 55歳を超える職員の給料月額等の特例の廃止

当分の間の措置として平成22年度から実施されている55歳を超える職員（行政職給料表、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の5級以上の職員）の給料月額等の特例（1.5%減額支給措置）については、今回、55歳を超える職員の給与の適正化を含めた給料表の水準の引下げ措置を講ずることから廃止する。

ウ 諸手当の見直し

(ア) 地域手当

地域手当の支給割合については、国家公務員の地域手当の支給割合に準じ、15%とする。ただし、医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、当分の間、支給割合を16%とする。

(イ) 単身赴任手当

単身赴任手当については、国家公務員の単身赴任手当の改定内容に準じ、基礎額、加算額及び交通距離区分の改定を行う必要がある。

(ロ) 管理職員特別勤務手当

国は、給与制度の総合的見直しにおける職務や勤務実績に応じた適正な給与配分の見直しとして、管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の深夜に勤務し

た場合に、管理職員特別勤務手当を支給する改定を行った。

本市においても、国家公務員における同手当の改定趣旨を踏まえ、国に準じた改定を検討する必要がある。

エ 給与制度の総合的見直しに併せて実施、検討すべき事項

(ア) 昇格時の号給対応関係の見直し

世代間の給与配分の適正化を図るため、高位号給から昇格した際の給与水準の抑制等を踏まえた、新たな昇格時号給対応関係を構築していくこととする。併せて、職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しの観点から、当分の間の措置としていた、昇格時の給与格付けにおける抑制措置を廃止する。

(イ) 職務加算の見直し

現在、複雑多様化する行政ニーズや効率的な行政運営等の課題に対応するために、管理監督職にはこれまで以上に高いマネジメント能力の発揮が求められている。とりわけ、係長については業務遂行の最小単位である係の統括者として、職員の指揮監督、人事評価における第1次評価をはじめ、本市の人事管理上の課題である時間外勤務の縮減においても重要な役割を担う等、その職責は高まっている。

このような状況を踏まえ、職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しの観点から、期末手当・勤勉手当の職務加算の割合について、見直しを検討していく必要がある。

(ウ) 退職手当

国においては、給与制度の総合的見直しによる俸給表の引下げ改

定に伴い、俸給月額のみを算定基礎としている退職手当について、現行の支給水準の範囲内で職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるよう職責に応じた加算額の改定措置を実施している。

本市においても、給料表水準の引下げに伴う影響を考慮し、退職手当について、国の改正内容を踏まえた措置を検討する必要がある。

オ 実施時期等

(7) 給料表

給料表の見直しは、平成28年4月1日から実施することとし、同日にすべての職員の給料月額を新たな給料表へ切り替える。

なお、新たな給料表の給料月額が平成28年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成30年3月31日までの間、その差額を支給する経過措置を講ずる。

(イ) 55歳を超える職員の給料月額等の特例

55歳を超える職員の給料月額等の特例については、平成30年3月31日をもって廃止する。

(ウ) 地域手当

地域手当の見直しは、平成28年4月1日から実施する。

ただし、同日から平成30年3月31日までの各年度における地域手当の支給割合は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除き、15%の範囲内で前年の本市人事委員会勧告において提示するものとし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの地域手当の支給割合は13%とする。

(I) 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額、加算額及び交通距離区分の見直しは、平成28年4月1日から実施する。

(3) 高齢期の雇用問題

年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続を図るための措置として、本市においては、希望により年金の支給開始年齢に達する年度までの間、フルタイム勤務の再任用を可能とする運用が行われている。これまで、フルタイム勤務の再任用職員はごく少数で、大多数の職員が短時間勤務で再任用されている状況であるが、今年度の定年退職者からは、定年退職から年金支給開始までの期間が最長2年間となることから、フルタイム勤務の希望者の増加が見込まれるところである。

再任用制度については、公務の能率的運営を推進する観点から、再任用職員の能力と経験を最大限に活用する運用が図られているところであるが、任命権者においては、引き続き、適正な定員管理を踏まえた人員配置を検討していく必要がある。

また、国においては、年金の支給開始年齢が1歳引き上がる平成28年度までに、人事院の「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえつつ、雇用と年金の接続のための措置について検討するとされていることから、本市においてもこれらの動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

能力・実績に基づく人事管理の推進は、職員の士気や職務に対する意欲の向上、活力ある組織の構築につながり、ひいては公務の能率的な運営に

資するものである。

本市においては、平成19年度に人事評価制度を本格導入して以降、主に、給与処遇において人事評価を活用し、能力・実績に基づく人事管理を推進しており、今年度からは、非管理職を含むすべての職員の勤勉手当の成績率や昇給区分の決定に人事評価結果を反映させている。今後は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが明記された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年4月から施行されることにより、本市においても人事評価の更なる活用の検討が求められるところである。

任命権者においては、人事評価結果の給与等の反映状況について十分な検証を行い、引き続き、職員から納得の得られる公平で透明性の高い人事評価制度の運用を図っていくとともに、職員の任用や人材育成、能力開発の観点からも活用を検討していく必要がある。

(5) 健康で働き続けられる職場環境の整備

ア 時間外勤務の縮減

本市においては、職員の時間外勤務が常態化し、後述する職員の心身の健康や仕事と家庭生活の両立に大きな影響を与える状況が続いている。その間、任命権者において時間外勤務の縮減に向けた様々な取組が行われており、週休日振替の徹底や職員間の業務の平準化等、管理監督者のマネジメントの徹底による取組とともに、昨年度からは局区におけるマネジメントとして、数値目標の設定と改善策の実施により時間外勤務の縮減に向けた取組を強化している。

本委員会が実施した勤務条件に関する調査によると、昨年度の職員1人当たりの時間外勤務時間数は平成25年度に比べて減少し、週休日

振替制度の利用率は大きく増加している。これらは任命権者による取組の一定の成果として評価できるものであるが、時間外勤務時間数は依然として高止まりしている状況である。

時間外勤務の縮減に向けては、引き続き、所属におけるマネジメントを中心として、これまでの業務体制の非効率な要素を排除し、組織として業務にあたる体制を構築していくことが重要と考えるが、適正な定員管理の下、効率的な行政運営が求められている状況を踏まえ、事業のスクラップやより効率的な行政組織の再構築等、抜本的な対策が求められている。また、今年度から一部の課所で実施している外部の視点による職員の働き方の見直しについては、その成果が時間外勤務の縮減の有効策として全庁に展開されることを期待するものである。

職員が健康で働き続けられる職場環境を整備することは、公務の能率的な運営に資するものであり、職員の能力の十分な発揮により、結果として市民サービスや市民満足度の向上に大きく寄与するものである。

本委員会は、時間外勤務の縮減が職員の健康で働き続けられる職場環境整備にとって、最も重要な課題であるとの認識の下、任命権者に対し、時間外勤務の縮減に向けた取組の推進を強く求めるものである。

イ メンタルヘルス対策

本委員会が実施した職員の勤務条件に関する調査によると、精神疾患による病気休暇、病気休職の取得者の割合は依然として高く、精神疾患による病気休職者の増加傾向が認められる。また、本委員会の苦情相談制度においても、業務の困難さや量の多さ、これらに起因するメンタルヘルス不調に関する相談の割合が増加している。

発症すると長期化する精神疾患については、早期の段階でメンタルヘルス不調の予兆を発見し、対応することが重要であることから、職場においては、職員の心身の状態の把握や特定の職員に著しく業務負荷をかけない適切な業務管理等、管理監督者によるラインケアが非常に重要である。

また、労働安全衛生法が改正され、メンタルヘルス不調の未然防止の強化を目的とした、ストレスチェック制度が創設される。これは、医師による労働者の心理的な負担を把握するための検査とその結果に応じた面接指導の実施等を、事業者に対して義務付けるものである。この制度が導入されることにより、労働者に自身のストレス状況について気付きを促すとともに、ストレスの高い労働者に対する医師の面接指導や検査結果を通じて、職場環境の改善を図る等の未然防止策を講じることが可能となることから、労働者のメンタルヘルス対策においては、非常に有効なものと考えられる。

任命権者においては、引き続き、健康相談等のメンタルヘルス対策に関する取組を進めるとともに、ストレスチェック制度が職員にとって有効なメンタルヘルス不調の未然防止策となるよう制度を適切に運用していくことが求められる。

ウ 仕事と家庭生活の両立支援

仕事と育児や介護等の家庭生活との両立支援策を推進することは、職員が公私にメリハリをつけて職務に専念できる職場環境を整え、有為な人材の確保や、ひいては公務能率の向上と、効率的な行政運営に大きく資するものである。

本市においては、「行財政改革推進プラン2013」や次世代育成支援

対策推進法の10年間の延長を踏まえた新たな「子育ておもしろプラン」により、時間外勤務の縮減や男性の育児休業取得率等について数値目標を設定し、両立支援策を推進しているところである。

また、本年の人事院勧告では、職員の柔軟な働き方を確保するため、フレックスタイム制の拡充について勧告するとともに、介護休暇の在り方を検討する必要性について言及している。

フレックスタイム制については、職員の多様な働き方を可能とするものであるが、国と基礎自治体である本市では業務形態が異なることから、国における制度設計やその運用を検証していく必要がある。また、現在、本市職員の介護休暇制度の利用実績は低い状況であるが、今後は国家公務員同様、介護に関わる職員の増加が見込まれることから、本市における職員の介護の実態や潜在的なニーズ等の把握に努めていく必要があるものとする。

任命権者においては、こうした国の動向を注視しつつ、職員のワーク・ライフ・バランスの確立に向け、仕事と家庭生活の両立支援策を推進していくことを求めるものである。

(6) コンプライアンスの推進

本市においては、各局区を単位とした全庁的なコンプライアンス推進体制の下、職員のコンプライアンス意識の向上や事務の点検、改善を通じて、組織としてコンプライアンス違反や不祥事を発生させない職場風土の形成に努めている。市政運営を着実に進めていくためには、これを担う職員に対する市民からの信頼が不可欠であるが、ひとたび不祥事が発生すると、それが一部の職員によるものであったとしても、市政全体の信頼を大きく損ない、信頼回復のために長い時間を費やすこととなり

かねない。

職員においては、公務の内外を問わず、公務員としての高い倫理観を持ち自らの行動を律するとともに、法令遵守の観点からこれまでの業務慣行や業務分担等を見直していく視点が求められる。また、任命権者においては、引き続き、服務規律の徹底や個々の職員のコンプライアンスに対する意識の醸成を図り、市政及び職員に対する市民の信頼を確固たるものにしていくことが求められる。

7 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的としているもので、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、毎年、公務員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本に行っている。

このような方法により職員の給与等を決定することは、職員の給与水準等を市民の納得、理解の下に保障し、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものであると考える。

本年は、公民比較の結果から給与月額及び期末手当・勤勉手当の支給月数の引上げに加えて、平成28年4月から給与制度の総合的見直しを行う内容とした。

職員においては、社会経済情勢の変化、公務員制度の見直し等、行政を取り巻く厳しい状況を十分に認識するとともに、常に全体の奉仕者としての使命感、倫理観を持ち、行政運営の効率化及び市民サービスの向上に努められるよう要望する。

市議会及び市長においては、このような勧告制度の意義、役割について深く理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与に関し、次のとおり勸告する。

1 平成27年4月の公民較差に基づく給与の改定

(1) 給料表の改定

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当の改定

初任給調整手当及び期末手当・勤勉手当は、別紙第1の報告で述べたことからを考慮して改定すること。

(3) 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、期末手当・勤勉手当について、平成27年12月期に関する改定は、この勸告を実施するための条例の公布の日から、平成28年6月期以降の支給に関する改定は、平成28年4月1日から実施すること。

2 給与制度の総合的見直しの実施

(1) 給料表

1の(1)の別記第1による改定後の給料表（医療職給料表(1)を除く。）及び現行の特定任期付職員給料表を別記第2のとおり改定すること。

なお、平成28年3月31日において行政職給料表の職務の級の3級及び4級に在級する、別記第3の号給の切替表に定めるア及びイの旧号給欄の号

給に格付されている者の平成28年4月1日における号給は、別記第3の新号給欄に定める号給とすること。

(2) 諸手当

ア 地域手当

地域手当の支給割合を、100分の15とすること。ただし、医療職給料表(1)の適用を受ける職員については、地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

イ 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度額を70,000円、交通距離の区分を10区分とすること。

(3) 55歳を超える職員の給料月額等の特例

さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）附則第32項から第35項までの規定による55歳を超える職員の給料月額等の減額支給等の期間を、平成30年3月31日までの間とすること。

(4) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。

(5) 経過措置

ア 差額の支給

(ア) 2の(1)による改定後の給料表の適用日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（行政

職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が5級以上である者(以下「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員になった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給すること。

(イ) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員((ア)の職員を除く。)について、(ア)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)に準じて、給料を支給すること。

(ウ) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して(ア)又は(イ)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)又は(イ)に準じて、給料を支給すること。

イ 地域手当の支給割合の特例措置

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合について、2の(2)のア中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲で人事委員会規則で定める割合」とすること。

ウ その他所要の措置

ア及びイに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第 1

ア 行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,900	232,900	274,100	311,100	358,100	401,100	455,200	514,500
	2	143,100	234,900	276,200	313,200	360,600	403,800	458,200	517,500
	3	144,200	236,800	278,300	315,300	363,100	406,400	461,100	520,500
	4	145,300	238,800	280,400	317,400	365,600	409,000	464,000	523,500
	5	146,400	240,700	282,500	319,500	368,100	411,600	466,900	526,500
	6	147,700	242,700	284,600	321,600	370,600	414,200	469,900	529,300
	7	149,000	244,600	286,700	323,700	373,100	416,700	472,800	532,100
	8	150,300	246,600	288,700	325,800	375,600	419,200	475,800	534,900
	9	151,600	248,200	290,600	327,900	378,100	421,700	478,700	537,700
	10	153,400	250,100	292,600	330,100	380,600	424,300	481,700	540,300
	11	155,100	252,000	294,600	332,200	383,000	426,900	484,600	542,900
	12	156,900	253,900	296,600	334,300	385,400	429,500	487,500	545,500
	13	158,600	255,800	298,600	336,400	387,800	432,000	490,400	548,100
	14	160,400	257,800	300,600	338,500	390,300	434,400	493,100	550,300
	15	162,100	259,700	302,600	340,600	392,700	436,800	495,800	552,400
	16	163,900	261,600	304,600	342,600	395,200	439,200	498,500	554,600
	17	165,700	263,500	306,600	344,400	397,600	441,600	501,200	556,700
	18	167,500	265,500	308,700	346,400	399,900	444,000	503,600	558,600
	19	169,300	267,400	310,700	348,300	402,200	446,300	506,000	560,500
	20	171,100	269,400	312,800	350,300	404,500	448,600	508,400	562,400
	21	172,800	271,300	314,800	352,200	406,700	450,900	510,700	564,300
	22	174,600	273,300	316,900	354,100	408,900	453,000	512,400	566,000
	23	176,400	275,200	318,900	355,900	411,100	455,100	514,100	567,700
	24	178,200	277,200	321,000	357,800	413,300	457,200	515,800	569,400
	25	179,900	278,900	323,000	359,600	415,400	459,300	517,500	571,000
	26	181,700	280,800	325,000	361,500	417,400	461,300	518,900	
	27	183,500	282,700	327,000	363,300	419,400	463,300	520,300	
	28	185,300	284,600	329,000	365,200	421,400	465,300	521,700	
	29	187,100	286,400	330,700	367,000	423,400	467,300	523,100	
	30	188,900	288,200	332,800	368,800	425,000	469,200	524,100	
	31	190,700	289,900	334,800	370,500	426,600	471,000	525,100	
	32	192,500	291,700	336,900	372,300	428,200	472,900	526,100	
	33	194,300	293,400	338,900	374,000	429,800	474,700	527,100	
	34	196,200	295,200	340,900	375,800	431,200	476,200	528,000	
	35	198,000	296,900	342,800	377,500	432,500	477,700	528,900	
	36	199,800	298,600	344,800	379,200	433,900	479,200	529,800	

	37	201,600	300,300	346,700	380,900	435,200	480,600	530,700
	38	203,500	302,100	348,600	382,600	436,600	482,000	
	39	205,300	303,900	350,500	384,200	437,900	483,400	
	40	207,200	305,700	352,400	385,800	439,300	484,800	
	41	209,000	307,500	354,200	387,400	440,600	486,100	
	42	210,900	309,100	355,800	389,000	441,700	487,300	
	43	212,800	310,700	357,300	390,600	442,700	488,400	
	44	214,700	312,300	358,900	392,200	443,800	489,600	
	45	216,600	313,900	360,400	393,800	444,800	490,700	
	46	218,600	315,500	362,000	395,200	445,700	491,600	
	47	220,500	317,000	363,600	396,500	446,500	492,500	
	48	222,400	318,500	365,200	397,900	447,400	493,400	
	49	224,300	319,900	366,700	399,200	448,200	494,200	
	50	226,300	321,300	368,200	400,500	449,100	495,100	
	51	228,200	322,700	369,700	401,700	449,900	495,900	
	52	230,200	324,100	371,200	402,900	450,800	496,800	
	53	232,100	325,500	372,700	404,100	451,600	497,600	
	54	234,000	326,900	374,100	404,900	452,400	498,500	
	55	235,900	328,300	375,500	405,700	453,200	499,300	
	56	237,800	329,700	376,900	406,500	454,000	500,200	
再任 用職 員以 外の 職員	57	239,700	331,100	378,200	407,300	454,800	501,000	
	58	241,700	332,500	379,500	408,100	455,600		
	59	243,500	333,900	380,700	408,800	456,400		
	60	245,300	335,300	382,000	409,600	457,200		
	61	246,800	336,600	383,200	410,300	457,900		
	62	248,600	337,900	384,400	411,100	458,700		
	63	250,400	339,100	385,600	411,800	459,500		
	64	252,200	340,400	386,800	412,500	460,300		
	65	254,000	341,600	387,900	413,200	461,000		
	66	255,800	342,800	389,100	413,900	461,800		
	67	257,500	343,900	390,200	414,600	462,600		
	68	259,200	345,000	391,300	415,300	463,400		
	69	260,900	346,100	392,400	416,000	464,200		
	70	262,500	347,300	393,500	416,700	465,000		
	71	264,100	348,400	394,500	417,400	465,800		
	72	265,700	349,500	395,500	418,100	466,600		
	73	267,300	350,600	396,500	418,700	467,400		
	74	268,500	351,600	397,300	419,400	468,200		
	75	269,600	352,600	398,000	420,100	469,000		
	76	270,800	353,600	398,800	420,800	469,800		

77	271,900	354,500	399,500	421,500	470,600				
78	272,900	355,400	400,300	422,200					
79	273,900	356,300	401,000	422,900					
80	274,900	357,200	401,800	423,600					
81	275,800	358,100	402,500	424,300					
82	276,600	358,700	403,300	425,100					
83	277,400	359,300	404,000	425,800					
84	278,200	359,900	404,700	426,500					
85	279,000	360,500	405,400	427,200					
86	279,500	361,000	406,100	428,000					
87	279,900	361,500	406,700	428,700					
88	280,300	362,000	407,400	429,400					
89	280,700	362,500	408,000	430,100					
90		363,000	408,800	430,800					
91		363,500	409,500	431,500					
92		364,000	410,200	432,200					
93		364,400	410,900	432,900					
94		364,900	411,700	433,700					
95		365,400	412,400	434,400					
96		365,900	413,100	435,100					
97		366,400	413,800	435,800					
98		366,900	414,500						
99		367,400	415,100						
100		367,900	415,800						
101		368,400	416,400						
102			417,100						
103			417,800						
104			418,500						
105			419,200						
106			419,900						
107			420,600						
108			421,300						
109			422,000						
110			422,700						
111			423,400						
112			424,100						
113			424,800						
再任用 職員		214,500	244,300	267,400	290,800	306,900	328,000	362,000	411,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 医療職給料表

(ア) 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	602,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	603,200
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	604,200
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	605,200
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	606,200
	27	333,700	405,500	459,800	523,300	607,200
	28	336,300	407,800	462,100	525,100	608,200
	29	339,100	410,200	464,300	527,000	609,200
	30	341,400	412,300	466,600	528,800	610,200
	31	343,600	414,300	468,900	530,600	611,200
	32	346,000	416,400	471,100	532,400	612,200
	33	348,400	418,500	473,100	534,000	613,200
	34	350,800	420,500	475,200	535,800	614,200
	35	353,100	422,500	477,300	537,500	615,200
	36	355,600	424,500	479,400	539,300	616,200

	37	358,000	426,600	481,500	540,900	617,200
	38	360,400	428,600	483,300	542,500	618,200
	39	362,800	430,600	485,100	543,900	619,200
	40	365,200	432,600	486,900	545,500	620,200
	41	367,500	434,600	488,600	547,000	621,200
	42	368,900	436,400	490,400	548,400	622,200
	43	370,400	438,100	492,200	549,800	623,200
	44	371,900	439,900	494,000	551,100	624,200
	45	373,400	441,800	495,600	552,300	625,200
	46	374,800	443,600	497,300	553,300	626,200
	47	376,300	445,400	499,100	554,300	627,200
	48	377,800	447,100	500,900	555,300	628,200
	49	379,100	448,900	502,500	556,300	629,200
	50	380,100	450,600	503,800	557,200	630,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100	631,200
	52	382,100	454,200	506,400	559,000	632,200
	53	383,100	456,100	507,700	559,800	633,200
	54	384,000	457,300	509,000	560,700	634,200
	55	384,900	458,500	510,300	561,600	635,200
	56	385,800	459,700	511,600	562,500	636,200
再任 用職 員以 外の 職員	57	386,800	460,900	512,600	563,400	637,200
	58	387,700	461,900	513,400	564,300	
	59	388,500	462,900	514,200	565,200	
	60	389,300	463,900	515,000	565,900	
	61	390,100	464,700	515,900	566,800	
	62	390,600	465,400	516,700	567,700	
	63	391,000	466,100	517,600	568,600	
	64	391,500	466,800	518,400	569,500	
	65	391,800	467,500	519,300	570,400	
	66		468,200	520,200	571,300	
	67		468,900	520,900	572,200	
	68		469,600	521,800	573,100	
	69		470,100	522,700	574,000	
	70		470,800	523,500	574,900	
	71		471,500	524,400	575,800	
72		472,200	525,300	576,700		
73		472,600	526,100	577,600		
74		473,200	527,000	578,500		
75		473,900	527,900	579,400		
76		474,600	528,600	580,300		
77		475,000	529,400	581,200		
78		475,600	530,300	582,100		
79		476,200	531,200	583,000		
80		476,700	532,100	583,900		

81		477,300	532,900	584,800	
82		477,800	533,800	585,700	
83		478,300	534,700	586,600	
84		478,800	535,600	587,500	
85		479,200	536,400	588,400	
86		479,800	537,300		
87		480,200	538,200		
88		480,700	539,100		
89		481,200	539,900		
90		481,800	540,800		
91		482,400	541,700		
92		482,800	542,600		
93		483,300	543,400		
94		483,900	544,300		
95		484,500	545,200		
96		485,100	546,100		
97		485,600	546,900		
98			547,800		
99			548,700		
100			549,600		
101			550,400		
102			551,300		
103			552,200		
104			553,100		
105			553,900		
106			554,800		
107			555,700		
108			556,600		
109			557,400		
110			558,300		
111			559,200		
112			560,100		
113			560,900		
114			561,800		
115			562,700		
116			563,600		
117			564,400		
再任用 職員	294,500	337,300	391,800	464,200	564,700

備考 この表は、病院に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(イ) 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	154,700	180,000	282,100	330,000	376,700	445,100
	2	156,400	181,600	284,300	332,200	379,300	447,700
	3	158,000	183,200	286,400	334,400	381,900	450,200
	4	159,600	184,800	288,500	336,600	384,500	452,700
	5	161,200	186,300	290,600	338,800	387,000	455,200
	6	162,800	187,900	292,800	341,000	389,600	457,800
	7	164,400	189,400	294,900	343,100	392,200	460,300
	8	166,000	191,000	297,000	345,300	394,800	462,900
	9	167,500	192,500	299,100	347,400	397,400	465,400
	10	169,100	194,200	301,200	349,400	399,900	468,000
	11	170,600	195,900	303,300	351,400	402,400	470,600
	12	172,200	197,600	305,500	353,400	404,900	473,200
	13	173,800	199,200	307,600	355,300	407,400	475,700
	14	175,400	201,200	309,700	357,400	409,700	477,100
	15	176,900	203,200	311,800	359,400	411,900	478,600
	16	178,500	205,200	313,900	361,500	414,100	480,100
	17	180,000	207,200	316,000	363,500	416,300	481,600
	18	181,600	209,300	318,100	365,600	418,300	483,100
	19	183,100	211,300	320,200	367,600	420,400	484,600
	20	184,700	213,300	322,300	369,600	422,500	486,100
	21	186,200	215,300	324,400	371,600	424,600	487,600
	22	187,800	217,300	326,400	373,700	426,400	489,000
	23	189,400	219,200	328,400	375,700	428,100	490,500
	24	191,000	221,100	330,400	377,700	429,800	492,000
	25	192,500	223,000	332,300	379,700	431,500	493,500
	26	194,100	224,900	334,300	381,600	432,900	495,000
	27	195,700	226,800	336,300	383,500	434,200	496,500
	28	197,300	228,700	338,300	385,500	435,600	498,000
	29	198,900	230,600	340,100	387,400	436,900	499,400
	30	200,500	232,500	342,000	389,500	438,300	500,700
	31	202,100	234,400	343,800	391,500	439,600	501,900
	32	203,700	236,300	345,700	393,500	441,000	503,100
	33	205,300	238,100	347,500	395,500	442,300	504,300
	34	207,000	240,000	349,400	397,500	443,700	505,300
	35	208,600	241,900	351,200	399,400	445,100	506,300
	36	210,300	243,800	353,000	401,400	446,500	507,300
	37	211,900	245,700	354,800	403,300	447,800	508,300
	38	213,600	247,600	356,500	405,300	448,700	
	39	215,200	249,400	358,100	407,200	449,500	
	40	216,900	251,300	359,700	409,100	450,300	

	41	218,500	253,100	361,300	411,000	451,100
	42	220,200	254,900	362,800	412,900	452,000
	43	221,900	256,600	364,200	414,700	452,800
	44	223,600	258,400	365,700	416,500	453,600
	45	225,200	259,800	367,100	418,300	454,400
	46	227,000	261,500	368,400	420,000	455,100
	47	228,800	263,200	369,700	421,600	455,800
	48	230,600	264,900	371,000	423,200	456,500
	49	232,400	266,600	372,300	424,800	457,200
	50	234,100	268,400	373,600	426,200	457,800
	51	235,800	270,100	374,900	427,600	458,500
	52	237,500	271,800	376,200	429,000	459,200
	53	239,200	273,200	377,400	430,400	459,900
	54	240,900	275,000	378,500	431,700	
	55	242,500	276,700	379,500	432,900	
	56	244,200	278,500	380,600	434,200	
	57	245,800	280,200	381,600	435,400	
	58	247,400	282,000	382,600	436,600	
	59	248,900	283,700	383,500	437,800	
	60	250,400	285,500	384,500	439,000	
再任 用職 員以 外の 職員	61	251,600	287,200	385,400	440,100	
	62	253,100	288,900	386,300	441,300	
	63	254,500	290,600	387,200	442,400	
	64	255,900	292,300	388,100	443,600	
	65	257,300	293,900	388,900	444,700	
	66	258,700	295,700	389,700	445,500	
	67	260,000	297,400	390,500	446,200	
	68	261,300	299,100	391,300	446,900	
	69	262,600	300,800	392,000	447,600	
	70	264,000	302,600	392,800		
	71	265,300	304,300	393,500		
	72	266,600	306,000	394,200		
	73	267,900	307,700	394,900		
	74	269,200	309,400	395,700		
75	270,400	311,100	396,400			
76	271,700	312,800	397,100			
77	272,900	314,500	397,800			
78	274,200	316,100	398,500			
79	275,500	317,700	399,200			
80	276,800	319,200	399,900			
81	278,000	320,500	400,600			
82	279,100	322,100	401,300			
83	280,200	323,600	402,000			
84	281,300	325,100	402,700			

	85	282,400	326,600	403,300			
	86	283,500	327,800	404,000			
	87	284,600	329,000	404,600			
	88	285,700	330,200	405,300			
	89	286,700	331,300	405,900			
	90	287,500	332,400	406,600			
	91	288,300	333,500	407,200			
	92	289,100	334,600	407,900			
	93	289,900	335,600	408,500			
	94	290,600	336,600	409,200			
	95	291,200	337,600	409,800			
	96	291,800	338,600	410,500			
	97	292,400	339,500	411,100			
	98		340,200	411,800			
	99		340,800	412,500			
	100		341,500	413,200			
	101		342,100	413,800			
	102		342,800	414,500			
	103		343,500	415,200			
	104		344,200	415,900			
	105		344,800	416,500			
	106		345,500				
	107		346,100				
	108		346,800				
	109		347,400				
再任用 職員		214,700	248,900	269,100	283,800	298,400	353,400

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(ウ) 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,000	200,300	255,600	288,200	333,200	379,400
	2	168,600	201,700	257,300	290,200	335,400	382,100
	3	170,100	203,100	258,900	292,100	337,600	384,700
	4	171,700	204,500	260,500	294,100	339,800	387,400
	5	173,300	205,900	261,800	295,800	341,900	390,000
	6	175,000	207,500	263,400	297,700	344,000	392,500
	7	176,600	209,100	265,000	299,500	346,100	394,900
	8	178,200	210,700	266,600	301,400	348,200	397,400
	9	179,800	212,200	268,200	303,200	350,200	399,800
	10	181,400	213,700	269,900	305,000	352,300	402,100
	11	183,000	215,300	271,500	306,700	354,400	404,500
	12	184,600	216,900	273,100	308,500	356,500	406,900
	13	186,300	218,500	274,700	310,200	358,600	409,300
	14	188,000	220,200	276,400	312,100	360,800	411,400
	15	189,600	221,800	278,100	314,000	363,000	413,500
	16	191,200	223,400	279,800	315,900	365,200	415,600
	17	192,800	225,000	281,400	317,800	367,300	417,700
	18	194,500	226,800	283,100	319,800	369,500	419,800
	19	196,100	228,500	284,800	321,700	371,700	421,900
	20	197,800	230,200	286,500	323,700	373,900	424,000
	21	199,300	231,900	288,000	325,600	376,100	426,100
	22	201,000	233,700	289,900	327,600	378,300	428,000
	23	202,600	235,400	291,800	329,500	380,500	429,800
	24	204,200	237,100	293,700	331,500	382,700	431,600
	25	205,800	238,800	295,500	333,300	384,800	433,400
	26	207,400	240,400	297,400	335,500	386,800	435,100
	27	209,000	241,900	299,200	337,700	388,800	436,700
	28	210,600	243,400	301,100	339,900	390,800	438,300
	29	212,200	244,900	302,900	342,100	392,800	439,900
	30	213,800	246,400	304,600	344,200	394,700	441,500
	31	215,400	247,900	306,400	346,300	396,600	443,100
	32	217,000	249,400	308,200	348,400	398,500	444,700
	33	218,500	250,900	310,000	350,400	400,300	446,200
	34	220,200	252,500	311,900	352,400	402,200	447,800
	35	221,800	254,000	313,700	354,500	404,100	449,300
	36	223,400	255,500	315,500	356,600	406,000	450,800
	37	225,000	257,000	317,300	358,700	407,800	452,300
	38	226,600	258,600	319,000	360,800	409,600	453,700
	39	228,100	260,100	320,700	362,900	411,400	455,100
	40	229,700	261,700	322,400	365,000	413,200	456,500

	41	231,200	263,100	324,000	367,000	415,000	457,900
	42	232,800	264,700	325,600	369,100	416,700	458,900
	43	234,300	266,200	327,200	371,200	418,300	459,800
	44	235,900	267,700	328,800	373,300	419,900	460,700
	45	237,400	268,900	330,300	375,300	421,500	461,600
	46	239,000	270,400	332,000	377,400	423,200	462,500
	47	240,500	271,800	333,600	379,400	424,800	463,400
	48	242,000	273,300	335,200	381,400	426,400	464,300
	49	243,500	274,700	336,800	383,400	428,000	465,200
	50	245,100	276,200	338,500	385,400	429,700	466,100
	51	246,600	277,600	340,100	387,400	431,400	466,900
	52	248,100	279,100	341,700	389,400	433,100	467,700
	53	249,600	280,300	343,100	391,300	434,700	468,500
	54	251,200	281,700	344,600	393,200	436,200	
	55	252,700	283,100	346,100	395,000	437,600	
	56	254,200	284,500	347,600	396,800	439,100	
	57	255,700	285,900	349,000	398,600	440,500	
	58	257,200	287,300	350,600	400,400	441,500	
	59	258,600	288,700	352,200	402,200	442,400	
	60	260,100	290,100	353,800	404,000	443,400	
	61	261,500	291,500	355,300	405,700	444,300	
	62	262,900	293,000	356,900	407,500	445,100	
	63	264,400	294,400	358,500	409,200	445,900	
	64	265,900	295,900	360,100	411,000	446,700	
再任 用職 員以 外の 職員	65	267,000	297,300	361,600	412,700	447,500	
	66	268,400	298,800	363,100	414,400	448,100	
	67	269,800	300,200	364,500	416,000	448,800	
	68	271,200	301,600	366,000	417,600	449,500	
	69	272,500	303,000	367,400	419,200	450,200	
	70	273,900	304,400	368,800	420,900	450,900	
	71	275,300	305,800	370,200	422,500	451,600	
	72	276,700	307,100	371,600	424,100	452,300	
	73	278,100	308,300	373,000	425,600	452,900	
	74	279,400	309,600	374,200	427,000		
	75	280,600	310,900	375,400	428,400		
	76	281,800	312,200	376,600	429,800		
77	283,000	313,500	377,800	431,200			
78	284,200	314,900	378,800	432,700			
79	285,300	316,300	379,700	434,100			
80	286,500	317,700	380,600	435,600			
81	287,600	319,000	381,500	437,000			
82	288,200	320,200	382,400	437,900			
83	288,800	321,400	383,200	438,800			
84	289,400	322,600	384,000	439,700			

85	290,000	323,800	384,800	440,500
86		325,100	385,600	441,200
87		326,300	386,400	441,900
88		327,600	387,200	442,600
89		328,800	388,000	443,200
90		330,100	388,800	
91		331,300	389,600	
92		332,500	390,400	
93		333,700	391,100	
94		334,400	391,900	
95		335,000	392,600	
96		335,600	393,300	
97		336,200	394,000	
98			394,800	
99			395,500	
100			396,300	
101			397,000	
102			397,800	
103			398,500	
104			399,300	
105			400,000	
106			400,800	
107			401,500	
108			402,300	
109			403,000	
110			403,800	
111			404,500	
112			405,200	
113			405,900	
114			406,700	
115			407,400	
116			408,200	
117			408,900	
118			409,600	
119			410,300	
120			411,000	
121			411,700	
122			412,500	
123			413,200	
124			414,000	

	125			414,700			
	126			415,400			
	127			416,000			
	128			416,700			
	129			417,300			
再任用 職員		233,100	262,300	273,300	284,200	306,400	346,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

ア 行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,900	232,300	268,800	304,900	351,000	393,100	446,000	504,200
	2	143,100	234,100	270,900	307,000	353,500	395,700	448,900	507,000
	3	144,200	235,800	272,900	309,000	356,000	398,300	451,700	509,900
	4	145,300	237,600	275,000	311,100	358,500	400,900	454,600	512,800
	5	146,400	239,300	277,000	313,100	360,900	403,400	457,400	515,700
	6	147,700	241,000	279,000	315,100	363,400	405,900	460,300	518,400
	7	149,000	242,700	281,000	317,100	365,800	408,400	463,100	521,100
	8	150,300	244,400	283,000	319,100	368,200	410,900	466,000	523,800
	9	151,600	246,000	284,900	321,100	370,600	413,300	468,800	526,500
	10	153,400	247,700	286,900	323,100	373,000	415,800	471,600	529,000
	11	155,100	249,400	288,800	325,100	375,400	418,300	474,400	531,400
	12	156,900	251,100	290,800	327,100	377,800	420,800	477,200	533,800
	13	158,600	252,800	292,700	329,000	380,200	423,200	479,900	536,200
	14	160,400	254,500	294,700	331,000	382,600	425,600	482,400	538,200
	15	162,100	256,200	296,600	332,900	385,000	428,000	484,900	540,200
	16	163,900	257,900	298,600	334,800	387,400	430,400	487,400	542,200
	17	165,700	259,600	300,500	336,700	389,700	432,700	489,900	544,100
	18	167,500	261,300	302,500	338,600	392,000	435,000	492,100	545,800
	19	169,300	263,000	304,400	340,500	394,200	437,300	494,300	547,500
	20	171,100	264,700	306,400	342,400	396,400	439,600	496,500	549,200
	21	172,800	266,400	308,300	344,200	398,600	441,900	498,700	550,800
	22	174,600	268,100	310,300	346,100	400,800	443,600	500,300	552,200
	23	176,400	269,800	312,200	347,900	402,900	445,300	501,800	553,600
	24	178,200	271,500	314,100	349,800	405,100	447,000	503,400	555,000
	25	179,900	273,200	316,000	351,600	407,200	448,700	504,900	556,300
	26	181,700	274,900	318,000	353,400	409,100	450,300	506,200	
	27	183,500	276,600	319,900	355,200	411,000	451,900	507,400	
	28	185,300	278,300	321,800	357,000	412,900	453,500	508,600	
	29	187,100	280,000	323,700	358,800	414,800	455,000	509,800	
	30	188,900	281,700	325,600	360,600	416,300	456,500	510,700	
	31	190,700	283,400	327,500	362,300	417,800	458,000	511,600	
	32	192,500	285,100	329,400	364,100	419,300	459,500	512,500	
	33	194,300	286,800	331,300	365,800	420,800	461,000	513,300	
	34	196,200	288,500	333,200	367,500	422,100	462,400	514,100	
	35	198,000	290,200	335,000	369,200	423,400	463,700	514,800	
	36	199,800	291,900	336,900	370,900	424,700	465,000	515,600	

	37	201,600	293,500	338,700	372,500	426,000	466,300	516,300
	38	203,500	295,200	340,600	374,100	427,300	467,500	
	39	205,300	296,900	342,400	375,700	428,500	468,700	
	40	207,200	298,600	344,300	377,300	429,800	469,900	
	41	209,000	300,200	346,100	378,800	431,000	471,000	
	42	210,900	301,800	347,700	380,400	431,900	472,000	
	43	212,800	303,300	349,200	381,900	432,700	473,000	
	44	214,700	304,900	350,700	383,500	433,500	474,000	
	45	216,600	306,400	352,200	385,000	434,300	474,900	
	46	218,600	307,900	353,800	386,300	435,100	475,600	
	47	220,500	309,400	355,300	387,600	435,800	476,300	
	48	222,400	310,900	356,800	388,900	436,600	477,000	
	49	224,300	312,300	358,300	390,200	437,300	477,700	
	50	226,300	313,700	359,700	391,400	438,000	478,400	
	51	228,200	315,100	361,000	392,600	438,600	479,000	
	52	230,200	316,500	362,400	393,800	439,200	479,700	
	53	232,100	317,800	363,700	394,900	439,800	480,300	
	54	234,000	319,200	364,900	395,700	440,400	481,000	
	55	235,900	320,500	366,100	396,500	440,900	481,600	
	56	237,800	321,900	367,300	397,300	441,500	482,200	
再任 用職 員以 外の 職員	57	239,700	323,200	368,500	398,000	442,000	482,800	
	58	241,700	324,600	369,600	398,700	442,600		
	59	243,500	325,900	370,600	399,400	443,100		
	60	245,300	327,300	371,700	400,100	443,600		
	61	246,800	328,600	372,700	400,800	444,100		
	62	248,600	329,600	373,700	401,500	444,600		
	63	250,400	330,600	374,600	402,100	445,100		
	64	252,200	331,600	375,600	402,800	445,600		
	65	254,000	332,500	376,500	403,400	446,000		
	66	255,800	333,400	377,400	404,000	446,500		
	67	257,500	334,200	378,300	404,600	446,900		
	68	259,200	335,100	379,200	405,200	447,400		
	69	260,900	335,900	380,000	405,800	447,800		
	70	262,500	336,700	380,800	406,200	448,200		
	71	264,100	337,500	381,600	406,500	448,600		
	72	265,700	338,300	382,400	406,900	449,000		
	73	267,300	339,100	383,200	407,200	449,400		
	74	268,500	339,900	384,000	407,600	449,800		
	75	269,600	340,700	384,700	407,900	450,200		
	76	270,800	341,500	385,500	408,300	450,600		

	77	271,900	342,200	386,200	408,600	450,900			
	78	272,900	343,000	386,900	409,000				
	79	273,900	343,800	387,500	409,300				
	80	274,900	344,600	388,100	409,700				
	81	275,800	345,300	388,700	410,000				
	82	276,600	345,900	389,300	410,400				
	83	277,400	346,400	389,900	410,700				
	84	278,200	346,900	390,500	411,000				
	85	279,000	347,400	391,000	411,300				
	86	279,500	347,900	391,500	411,600				
	87	279,900	348,400	392,000	411,900				
	88	280,300	348,900	392,500	412,200				
	89	280,700	349,400	393,000	412,500				
	90		349,900	393,500					
	91		350,400	394,000					
	92		350,900	394,500					
	93		351,400	394,900					
	94		351,900	395,400					
	95		352,400	395,800					
	96		352,900	396,200					
	97		353,300	396,600					
	98		353,800	397,000					
	99		354,200	397,400					
	100		354,700	397,800					
	101		355,100	398,200					
再任用 職員		214,000	242,100	265,000	288,100	304,200	325,100	359,000	407,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 医療職給料表

(ア) 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	154,700	180,000	278,600	325,300	371,300	437,800
	2	156,400	181,600	280,700	327,500	373,900	440,300
	3	158,000	183,200	282,700	329,700	376,400	442,800
	4	159,600	184,800	284,800	331,900	379,000	445,300
	5	161,200	186,300	286,800	334,000	381,500	447,700
	6	162,800	187,800	288,900	336,100	384,100	450,200
	7	164,400	189,300	291,000	338,200	386,600	452,700
	8	166,000	190,800	293,100	340,300	389,200	455,200
	9	167,500	192,300	295,100	342,400	391,700	457,700
	10	169,100	193,900	297,200	344,400	394,200	460,200
	11	170,600	195,500	299,300	346,300	396,700	462,700
	12	172,200	197,100	301,400	348,300	399,200	465,200
	13	173,800	198,700	303,400	350,200	401,600	467,600
	14	175,400	200,700	305,500	352,300	403,800	469,000
	15	176,900	202,600	307,500	354,300	406,000	470,300
	16	178,500	204,600	309,600	356,300	408,200	471,700
	17	180,000	206,500	311,600	358,300	410,300	473,000
	18	181,600	208,500	313,700	360,300	412,300	474,400
	19	183,100	210,400	315,700	362,300	414,200	475,800
	20	184,700	212,400	317,800	364,300	416,200	477,200
	21	186,200	214,300	319,800	366,300	418,100	478,600
	22	187,800	216,200	321,800	368,300	419,700	480,000
	23	189,400	218,000	323,700	370,300	421,300	481,300
	24	191,000	219,900	325,700	372,300	422,900	482,700
	25	192,500	221,700	327,600	374,300	424,500	484,000
	26	194,100	223,600	329,500	376,200	425,800	485,400
	27	195,700	225,400	331,400	378,100	427,000	486,700
	28	197,300	227,300	333,300	380,000	428,200	488,100
	29	198,900	229,100	335,200	381,900	429,400	489,400
	30	200,500	230,900	337,100	383,900	430,700	490,700
	31	202,100	232,600	338,900	385,900	431,900	491,900
	32	203,700	234,400	340,700	387,900	433,100	493,100
	33	205,300	236,100	342,500	389,800	434,300	494,300
	34	207,000	238,000	344,300	391,800	435,600	495,300
	35	208,600	239,800	346,100	393,700	436,900	496,200
	36	210,300	241,600	347,900	395,600	438,200	497,200

	37	211,900	243,400	349,700	397,500	439,500	498,100
	38	213,600	245,200	351,300	399,400	440,300	
	39	215,200	247,000	352,900	401,300	441,000	
	40	216,900	248,800	354,500	403,200	441,700	
	41	218,500	250,600	356,100	405,100	442,400	
	42	220,200	252,200	357,600	406,900	443,200	
	43	221,900	253,800	359,000	408,700	444,000	
	44	223,600	255,400	360,500	410,500	444,800	
	45	225,200	257,000	361,900	412,300	445,600	
	46	227,000	258,700	363,200	413,900	446,300	
	47	228,800	260,300	364,500	415,500	447,000	
	48	230,600	262,000	365,800	417,100	447,700	
	49	232,400	263,600	367,000	418,700	448,300	
	50	234,100	265,200	368,300	420,100	449,000	
	51	235,800	266,700	369,500	421,500	449,600	
	52	237,500	268,300	370,800	422,900	450,200	
	53	239,200	269,800	372,000	424,200	450,800	
	54	240,900	271,400	373,100	425,300		
	55	242,500	273,000	374,100	426,400		
	56	244,200	274,600	375,100	427,500		
再任 用職 員以 外の 職員	57	245,800	276,200	376,100	428,600		
	58	247,400	278,000	377,100	429,500		
	59	248,900	279,700	378,000	430,400		
	60	250,400	281,400	379,000	431,300		
	61	251,600	283,100	379,900	432,100		
	62	253,100	284,800	380,800	433,000		
	63	254,500	286,400	381,600	433,900		
	64	255,900	288,100	382,500	434,800		
	65	257,300	289,700	383,300	435,600		
	66	258,700	291,400	384,100	436,300		
	67	260,000	293,100	384,900	437,000		
	68	261,300	294,800	385,700	437,700		
	69	262,600	296,500	386,400	438,300		
	70	264,000	298,200	387,100			
	71	265,300	299,900	387,800			
72	266,600	301,600	388,500				
73	267,900	303,300	389,200				
74	269,200	305,000	390,000				
75	270,400	306,700	390,700				
76	271,700	308,400	391,400				
77	272,900	310,000	392,100				
78	274,200	311,500	392,800				
79	275,500	313,000	393,500				
80	276,800	314,500	394,200				

81	278,000	315,900	394,900			
82	279,100	317,400	395,600			
83	280,200	318,900	396,200			
84	281,300	320,400	396,900			
85	282,400	321,900	397,500			
86	283,500	323,100	398,200			
87	284,600	324,200	398,800			
88	285,700	325,400	399,500			
89	286,700	326,500	400,100			
90	287,500	327,600	400,800			
91	288,300	328,700	401,400			
92	289,100	329,800	402,000			
93	289,900	330,800	402,600			
94	290,600	331,800	403,300			
95	291,200	332,700	403,900			
96	291,800	333,700	404,500			
97	292,400	334,600	405,100			
98		335,300	405,800			
99		335,900	406,400			
100		336,500	407,000			
101		337,100	407,600			
102		337,800	408,200			
103		338,500	408,700			
104		339,200	409,300			
105		339,800	409,800			
106		340,500				
107		341,100				
108		341,800				
109		342,400				
再任用 職員	214,200	246,700	266,800	281,300	295,800	350,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(イ) 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,000	200,300	254,000	285,300	328,500	373,400
	2	168,600	201,700	255,500	287,200	330,700	376,000
	3	170,100	203,100	257,000	289,000	332,800	378,600
	4	171,700	204,500	258,500	290,800	335,000	381,200
	5	173,300	205,900	259,900	292,600	337,100	383,800
	6	175,000	207,500	261,400	294,400	339,200	386,300
	7	176,600	209,100	262,900	296,200	341,200	388,700
	8	178,200	210,700	264,400	298,000	343,200	391,100
	9	179,800	212,200	265,900	299,700	345,200	393,500
	10	181,400	213,700	267,500	301,400	347,300	395,900
	11	183,000	215,200	269,000	303,000	349,400	398,200
	12	184,600	216,700	270,500	304,600	351,500	400,600
	13	186,300	218,200	272,000	306,200	353,500	402,900
	14	188,000	219,800	273,600	308,100	355,700	405,000
	15	189,600	221,400	275,200	309,900	357,800	407,100
	16	191,200	223,000	276,800	311,800	360,000	409,200
	17	192,800	224,500	278,400	313,600	362,100	411,200
	18	194,500	226,200	280,000	315,500	364,300	413,300
	19	196,100	227,800	281,600	317,400	366,400	415,400
	20	197,800	229,500	283,200	319,300	368,600	417,500
	21	199,300	231,100	284,700	321,200	370,700	419,500
	22	201,000	232,700	286,500	323,100	372,900	421,200
	23	202,600	234,300	288,200	325,000	375,000	422,900
	24	204,200	235,900	290,000	326,900	377,200	424,600
	25	205,800	237,500	291,700	328,800	379,300	426,300
	26	207,400	239,000	293,500	331,000	381,300	427,800
	27	209,000	240,500	295,300	333,200	383,300	429,300
	28	210,600	242,000	297,100	335,400	385,300	430,800
	29	212,200	243,400	298,900	337,500	387,200	432,200
	30	213,800	244,900	300,700	339,600	389,100	433,700
	31	215,400	246,300	302,400	341,600	390,900	435,100
	32	217,000	247,700	304,200	343,600	392,800	436,600
	33	218,500	249,100	305,900	345,600	394,600	438,000
	34	220,200	250,600	307,700	347,700	396,500	439,500
	35	221,800	252,000	309,500	349,700	398,300	440,900
	36	223,400	253,400	311,300	351,800	400,100	442,400
	37	225,000	254,800	313,100	353,800	401,900	443,800
	38	226,600	256,300	314,800	355,900	403,600	445,200
	39	228,100	257,700	316,400	357,900	405,300	446,500
	40	229,700	259,100	318,100	359,900	407,000	447,800

	41	231,200	260,500	319,700	361,900	408,700	449,100
	42	232,800	261,900	321,300	364,000	410,200	450,000
	43	234,300	263,300	322,800	366,000	411,700	450,800
	44	235,900	264,700	324,400	368,000	413,200	451,700
	45	237,200	266,000	325,900	370,000	414,700	452,500
	46	238,700	267,400	327,500	372,000	416,200	453,400
	47	240,100	268,800	329,100	374,000	417,700	454,300
	48	241,600	270,200	330,700	376,000	419,200	455,200
	49	243,000	271,500	332,300	378,000	420,600	456,000
	50	244,500	272,800	333,900	380,000	422,100	456,800
	51	245,900	274,100	335,400	381,900	423,600	457,600
	52	247,300	275,400	336,900	383,900	425,100	458,400
	53	248,700	276,700	338,400	385,800	426,600	459,200
	54	250,200	278,100	339,900	387,600	427,900	
	55	251,600	279,400	341,300	389,400	429,200	
	56	253,000	280,700	342,800	391,200	430,500	
	57	254,400	282,000	344,200	392,900	431,800	
	58	255,800	283,400	345,800	394,700	432,800	
	59	257,100	284,800	347,300	396,400	433,700	
	60	258,500	286,200	348,900	398,200	434,600	
	61	259,800	287,600	350,400	399,900	435,500	
	62	261,100	289,100	352,000	401,500	436,200	
	63	262,400	290,500	353,500	403,100	437,000	
再任 用職 員以 外の 職員	64	263,700	291,900	355,100	404,700	437,800	
	65	264,900	293,300	356,600	406,300	438,600	
	66	266,200	294,700	358,100	407,700	439,300	
	67	267,500	296,100	359,500	409,100	440,000	
	68	268,800	297,500	360,900	410,500	440,700	
	69	270,100	298,900	362,300	411,900	441,300	
	70	271,500	300,300	363,700	413,400	442,000	
	71	272,800	301,600	365,100	414,800	442,600	
	72	274,100	302,900	366,500	416,200	443,300	
	73	275,400	304,100	367,800	417,600	443,900	
	74	276,700	305,400	369,000	419,000		
	75	277,900	306,700	370,200	420,300		
	76	279,100	308,000	371,400	421,600		
	77	280,300	309,200	372,500	422,900		
	78	281,500	310,600	373,500	424,300		
	79	282,600	312,000	374,400	425,600		
	80	283,700	313,400	375,300	426,900		
	81	284,800	314,700	376,200	428,200		
	82	285,400	315,900	377,000	429,000		
	83	286,000	317,100	377,800	429,800		
	84	286,600	318,300	378,600	430,600		

85	287,200	319,400	379,400	431,300
86		320,700	380,200	432,000
87		321,900	381,000	432,600
88		323,200	381,800	433,300
89		324,400	382,600	433,900
90		325,600	383,400	
91		326,700	384,100	
92		327,800	384,900	
93		328,900	385,600	
94		329,600	386,400	
95		330,200	387,100	
96		330,800	387,800	
97		331,400	388,500	
98			389,300	
99			390,000	
100			390,700	
101			391,400	
102			392,200	
103			392,900	
104			393,700	
105			394,400	
106			395,200	
107			395,900	
108			396,700	
109			397,400	
110			398,200	
111			398,900	
112			399,600	
113			400,300	
114			401,000	
115			401,600	
116			402,200	
117			402,800	
118			403,400	
119			404,000	
120			404,600	
121			405,100	
122			405,800	
123			406,400	
124			407,000	

	125			407,600			
	126			408,200			
	127			408,700			
	128			409,300			
	129			409,800			
再任用 職員		232,600	260,100	271,000	281,700	303,800	343,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

別記第3 号給の切替表

ア 職務の級 3級

旧号給	新号給
102	101
103	101
104	101
105	101
106	101
107	101
108	101
109	101
110	101
111	101
112	101
113	101

イ 職務の級 4級

旧号給	新号給
90	89
91	89
92	89
93	89
94	89
95	89
96	89
97	89